

ヒルフェ通信(4月号) ❖ そっと寄り添いやさしくサポート ❖

「公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ」は東京都行政書士会が社会貢献の一環として設立した法人です。



◆成年後見制度にかかるシンポジウムのご報告

3月2日(月)虎ノ門タワーズオフィスにて、成年後見制度にかかるシンポジウム「成年後見制度における行政書士の役割」が、日本行政書士連合会及び(一社)コスモス成年後見サポートセンター主催(東京都行政書士会及びヒルフェ協賛)のもと開催されました。

第一部では、中央大学法学部教授・日本成年後見法学会理事長の新井誠先生による基調講演がありました。成年後見の展望と課題と題して、成年後見法の現状から始まり、障害者権利条約の重要性、更に、日本の課題として①公的支援システムの創設②現行成年後見法の改正とその運用の改善③新たな成年後見制度の可能性④信託制度の活用など、多角的に解説をして頂きました。

第二部では、基調講演を頂いた新井誠先生を含めコスモスから2名、ヒルフェから1名の4名によるパネルディスカッションがおこなわれました。



コスモス及びヒルフェ各法人の現状報告や、各法人を超えた行政書士としての成年後見制度における役割など様々な意見交換がおこなわれました。

本シンポジウムには多くの単位会会員の出席者があり、また最後の質疑応答でも、活発な意見が出るなど、参加者の関心の深さが伺われました。

◆後見等事務報告書の改訂がありました。

後見・保佐・補助の各事務報告書の様式が一部改訂されました。具体的な改定内容は、報告書に、成年後見人等について欠格事項の有無を記載する点、専門職後見人等については所属団体が作成している後見人等候補者推薦名簿の登載の有無を記載する点です。

すでに家庭裁判所の後見サイトには改訂版が掲載されておりますので、報告の際は必ず新しい報告書をご利用ください。(後見センターレポートVol.7より)

詳しくは家庭裁判所のホームページをご覧ください。

◆ヒルフェ更新研修につきまして -1-

(※今号よりヒルフェの更新研修の記事をシリーズ(不定期)で掲載します。)

基礎研修が終了し、効果測定・面接を突破された会員の皆様、おめでとうございます。年間60時間の基礎研修は、大変だったかと思えます。

前号で、ヒルフェの入会までの話が書かれていましたので、今回は、会員登録がされた後の更新研修について、昨年度、どのような内容が開催されたのかをご紹介しますと思います。

平成26年度の更新研修は、例年通り5回開催されました。

第一回更新研修(7月8日開催)では、「法定後見事例研究」と題して、過去にあった一般の方からの電話相談や後見業務中におこった実際の事例について、グループごとに研究・発表を行いました。



第二回更新研修(8月12日開催)は、実際の後見業務の現場では欠かすことができない、ケアマネジャーとの連携や後見人の方が亡くなった後、どのような手続きがあるのかという「死後の事務手続き」について、現職のケアマネジャーや当法人副理事長の山崎先生に講義をいただきました。

第三回更新研修(平成27年1月20日開催)は、当初10月に開催が予定されていましたが、台風の影響で中止となり年明けて1月20日に開催されました。内容としては、都内の障がい者福祉施設の施設長をされている方に講師をお願いし、「障がい者が望む後見人とは」とはというテーマで、障がいを抱えてる本人やその家族との関わり方や障がい者が望む後見人について講義をいただきました。(続きは次号以降に掲載します。)

! ヒルフェ入会要件の基礎研修のご案内が、研修センターのページに掲載されています。

揮ごう